

2018年5月29日

株式会社 MTG

代表取締役社長 松下 剛

問合せ先：執行役員 経営推進本部長 渡邊将人 052-307-7890

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスにおいては、当社の経営理念の「MTG 理念」に基づき、経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図っております。今後の継続的な企業成長を実現するため、企業経営の重要課題の一つと位置づけ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松下 剛	22,576,440	67.19
株式会社 M コーポレーション	6,360,000	18.92
MTG 持株会	1,052,940	3.13
ジャフコ SV4 共有投資事業有限会社	960,000	2.85
株式会社 MTG	855,000	2.54
富士フィルム株式会社	240,000	0.71
川嶋 光貴	240,000	0.71
清川 卓也	240,000	0.71
長友 孝二	240,000	0.71
中島 敬三	240,000	0.71

支配株主名	松下 剛
-------	------

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	9月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上 50社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、支配株主との取引において、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。支配株主との取引が見込まれる際には、取締役会等において取引条件及びその決定方法の妥当性を十分に検討した上で意思決定をすることにより、少数株主の利益の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名以内
定款上の取締役の任期	1年以内
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
後藤 博	他の会社の出身者													
中浜 明光	公認会計士								△					
神谷 俊一	弁護士								△					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

<p>後藤 博</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>&lt;社外取締役選任理由と当社における役割・機能&gt;</p> <p>自動車産業において長年にわたり経営に携わってきたことによる幅広い知見と豊富な経験を当社経営に活かしていただくため、同氏を社外取締役に選任しております。</p> <p>&lt;独立役員該当状況と独立役員指定理由&gt;</p> <p>同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
<p>中浜 明光</p>	<p>○</p>	<p>有限責任監査法人トーマツの出身者であり、当社は有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しておりますが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係を有しておりません。</p>	<p>&lt;社外取締役選任理由と当社における役割・機能&gt;</p> <p>公認会計士として、その監査経験及び企業会計に関する専門的見地と豊富な見識を当社経営に活かしていただくため、同氏を社外取締役に選任しております。</p> <p>&lt;独立役員該当状況と独立役員指定理由&gt;</p> <p>同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
<p>神谷 俊一</p>	<p>○</p>	<p>濱田松本法律事務所（現森・濱</p>	<p>&lt;社外取締役選任理由と当社に</p>

	田松本法律事務所)の出身者であり、当社は森・濱田松本法律事務所との取引がございますが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係を有しておりません。	<p>おける役割・機能&gt;</p> <p>弁護士として、その企業法務に関する専門的見地と豊富な見識を当社経営に活かしていただくため、同氏を社外取締役を選任しております。</p> <p>&lt;独立役員該当状況と独立役員指定期理由&gt;</p> <p>同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	—	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より職務補助の要請があるときは、内部監査室の使用人に監査等委員会の職務を補助させます。監査等委員会の職務を補助する使用人の人事は、常勤監査等委員の同意を要することとし、補助使用人について業務執行取締役からの独立性と当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実行性を確保していくものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は互いに連携し、監査の質の向上と効率的な監査ができる体制を確保しております。内部監査室により監査の結果は適宜、監査等委員会に報告され、指摘された点については、監査等委員会からの改善指示により、速やかに改善にあたることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			—			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			—			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

補足説明

—
---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役は東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づき、会社外部の立場から広くステークホルダー全般の意見をもたらしことができ、かつ当社グループの業務に有用な知見を有する多様な人材を選任しております。
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックオプション制度の導入</li> <li>・MTG 新株予約権信託制度の導入</li> </ul>
---------------------------	--

該当項目に関する補足説明

当社は業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として導入したストックオプション制度に加え、当社グループの現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として「MTG 新株予約権信託」を導入しております。「MTG 新株予約権信託」は、当社グループの役員及び従業員に対して、将来の功績に応じて、株式会社エスネットワークスに付与した新株予約権を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社
--

グループの役員及び従業員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役員及び従業員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員及びパートナー

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。なお、有価証券報告書におきまして、役員区分ごとの総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、社内にて設定しております「役員評価基準」を勘案の上、報酬額を決定しております。また、監査等委員の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会に付議される事項は、原則として経営会議で事前に審議されることから、社外取締役には事前に事務局より経営会議の議題を提供するとともに、必要に応じて経営会議開催前に情報提供の機会を提供しております。法務部は、社外取締役に対して、その役割・職務遂行に必要な情報の提供や社内の連絡・調整にあたる等の支援を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務施行

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名、監査等委員である取締役3名、合計10名の取締役会を構成し、そのうち社外取締役を3名選任しております。社外取締役は東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準に基づき選任しております。

(2) 監査・監督

内部監査に関しては、内部監査室が担当し、監査を実施します。

監査等委員会監査は、財務部門の経験が豊富な常勤監査等委員及び弁護士・公認会計士などの資格を有する2名の合計3名の社外取締役によって実施します。監査等委員会は月1回開催されるほか、常勤監査等委員は社内の重要会議にも出席し、取締役の業務執行を監査・監督するとともにコーポレート・ガバナンスがより機能するように努めることとしております。

会計監査に関しては、会計監査人として有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会社法・金融商品取引法監査が実施されます。

### (3) 指名

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補の選定の際は、候補者の「MTG 理念」「ミッション」「ビジョン」「バリュー」の実践度、グループ経営への貢献度や経験を踏まえ、知見の網羅性や多様性に配慮の上、代表取締役が推薦し、監査等委員会の意見を踏まえて取締役会で決議します。

監査等委員である取締役候補の選定の際は、持続的な企業価値向上に向けて企業の健全性を確保するために、法律、財務会計、経営等の専門的知見を有する候補者を代表取締役が推薦し、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決議します。

なお、社外取締役は上記の選定時に、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づき、会社外部の立場から広くステークホルダー全般の意見をもたらすことができ、かつ当社グループの業務に有用な知見を有する多様な候補者を代表取締役が推薦することとしております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しております。また、独立役員としての要件を満たしている社外取締役を3名選任し、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備しております。この体制のもと当社取締役会は、受託者責任・説明責任を認識し、企業価値の持続的向上を導くために、その役割・責務を適切に果たすことができるものと認識しております。



Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、株主総会日の設定に関しては集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権行使の導入を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォーム（ICJ）への参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文での提供については、株式公開後の外国人持株比率を踏まえて今後検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへの掲載を予定しております。 <a href="https://www.mtg.gr.jp">URL:https://www.mtg.gr.jp</a> （現在は未掲載）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役による個人投資家向けの説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	代表取締役によるアナリスト・機関投資家向けの決算説明会、及び国内の機関投資家訪問を随時実施する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役による海外機関投資家向けの決算説明会、及び海外の機関投資家訪問を随時実施する予定です。	あり
IR 資料をホームページ掲載	<a href="https://www.mtg.gr.jp">URL:https://www.mtg.gr.jp</a> （現在は未掲載）	
IR に関する部署(担当)	経営企画室に IR 担当を設置しております。	

当者)の設置	
その他	<p>【個別面談対応】</p> <p>個別の面談申込みにつきましては、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。</p> <p>【決算説明会の動画配信】</p> <p>当社にて開催した決算説明会の様子は、当社ホームページにて動画で配信することを検討しております。</p>

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社の企業理念である「一人ひかる 皆ひかる 何もかもひかる」を実現するために、主体的に遵守する基本原則として、コンプライアンスマニュアルを策定し、社員はもとより、取引先、お客様、業界、世の中、株主の皆様のための環境づくりを行い、地球環境、地域社会への影響に常に配慮した企業活動を行うことを定めております。また、全従業員への定期的なコンプライアンス研修を通じ、周知啓蒙に努めております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>世界的な美のアイコン、マドンナがプロデュースする究極のスキンケアブランド「MDNA SKIN」のアイテムの一つである MDNA SKIN THE REINVENTION CREAM の売り上げを通じ、継続的な CSR 活動に取り組んでおります。</p> <p>MDNA SKIN THE REINVENTION CREAM の売り上げの一部は、マドンナがその人生をかけて取り組んでいるアフリカ・マラウイの子どもたちを支援する“Raising Malawi”へ寄付されます。マラウイにおける教育支援・病院の建設・ワクチン支援・雇用の創出など、健康や教育、産業面でのサポートを行っております。</p> <p>今後更なる、環境保全活動、CSR 活動等の強化を検討してまいります。</p> <p>なお、当社のこれまでの CSR 活動につきまして、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p><a href="https://www.mtg.gr.jp">URL:https://www.mtg.gr.jp</a></p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社では、適時開示運用マニュアルにおいて、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示等に関する規則に従って、情報公開を行うこと、また、適時開示規則に該当しない情報であっても、株主や投資家にとって必要であると思われる情報については、積極的に公開することとしております。</p> <p>また、特定の機関または個人に対して、未公表の重要情報を選択的に開示することを避け、公平かつタイムリーな情報開示に努めるとともに、重要な会社情報が生じた場合は、証券取引所に対し遅滞無く報告し、併せて一般への開示を適時に行うことを基本方針に定めております。</p>

## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

## 内部統制システムの基本方針

当社は、取締役会で次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

## (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i 当社は、「コンプライアンス規程」等に則り、法令、通達、定款及び社内規程等並びに社会一般の規範を遵守した事業活動をするために、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、ガイドライン等の作成、社内全体のコンプライアンス教育、関連部門及び社員への指導及び助言等の取組みを行います。

ii 当社は、内部通報制度の導入によって、当社及び関係会社等の違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。

iii 当社は、内部監査室を設置し、監査等委員会、会計監査人とも連携し、当社及び関係会社等に対する内部監査を独立の立場で実施します。また、随時、問題点や今後の課題などを当社の代表取締役社長に報告する体制を整備します。

iv 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築します。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

i 当社は、「文書管理規程」等に則り、各種議事録及び取締役の職務の遂行に係る情報を文書に記録して保存及び管理します。

ii 取締役、監査等委員会及び内部監査室は、これらの文書を必要に応じて閲覧することができます。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i 当社は、「リスクマネジメント規程」等に則り、当社及び関係会社等のリスクマネジメント活動を統括する機関として、リスクマネジメント委員会を設置します。

ii リスクマネジメント委員会は、当社及び関係会社等のリスクマネジメントの状況を検証するとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスクマネジメントの見直しを行います。また、これらの活動は定期的に取り締り会等に報告します。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

i 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催します。また、重要事項については、事前に経営会議等で方針の審議をします。

ii 当社は、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に則り、部門長がその責任範囲と権限において、取締役会の決定に基づく業務執行を行います。

## (5) 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i 当社は、「関係会社管理規程」等に則り、関係会社における経営上の重要な決定事項は当社の取締役会において報告及び決議します。

ii 当社は、当社及び関係会社における内部統制の構築を行い、内部統制に関する協議、情報の共有等が効率的に行われる体制を構築します。

iii 内部監査室は、当社及び関係会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告します。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

i 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を、内部監査室に所属する使用人とし、監査等委員会は同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令は受けないものとします。

ii 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び人事本部は、当該使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために必要な時間を確保します。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

i 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会その他重要な会議への取締役（監査等委員）の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、その他必要な重要事項を速やかに報告します。

ii 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、公益通報者保護法に基づき、監査等委員会に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取り扱いを禁止とします。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i 監査等委員会は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催します。また、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備します。

ii 監査等委員会の職務執行について生じる費用については当社が負担します。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行います。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。新規取引先の事前チェック、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備します。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

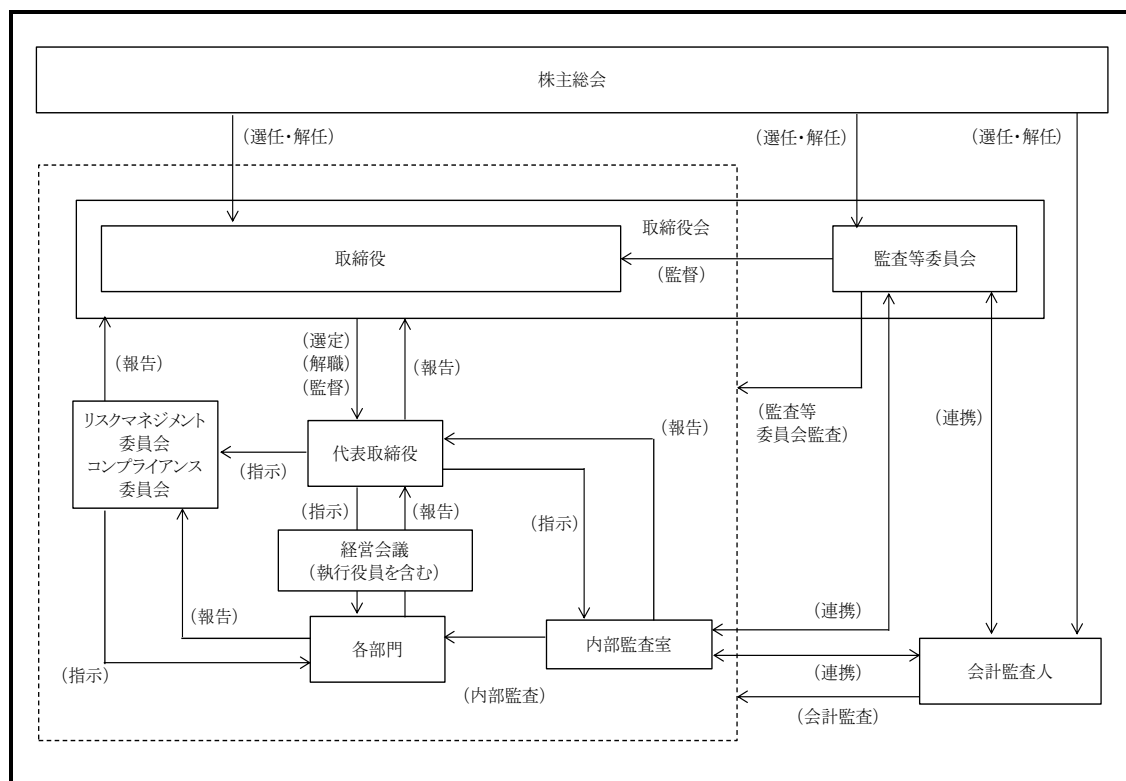
該当項目に関する補足説明

当社では、持続的な企業価値向上が株主に報いるための最重要課題と認識し、買収防衛策は設けておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

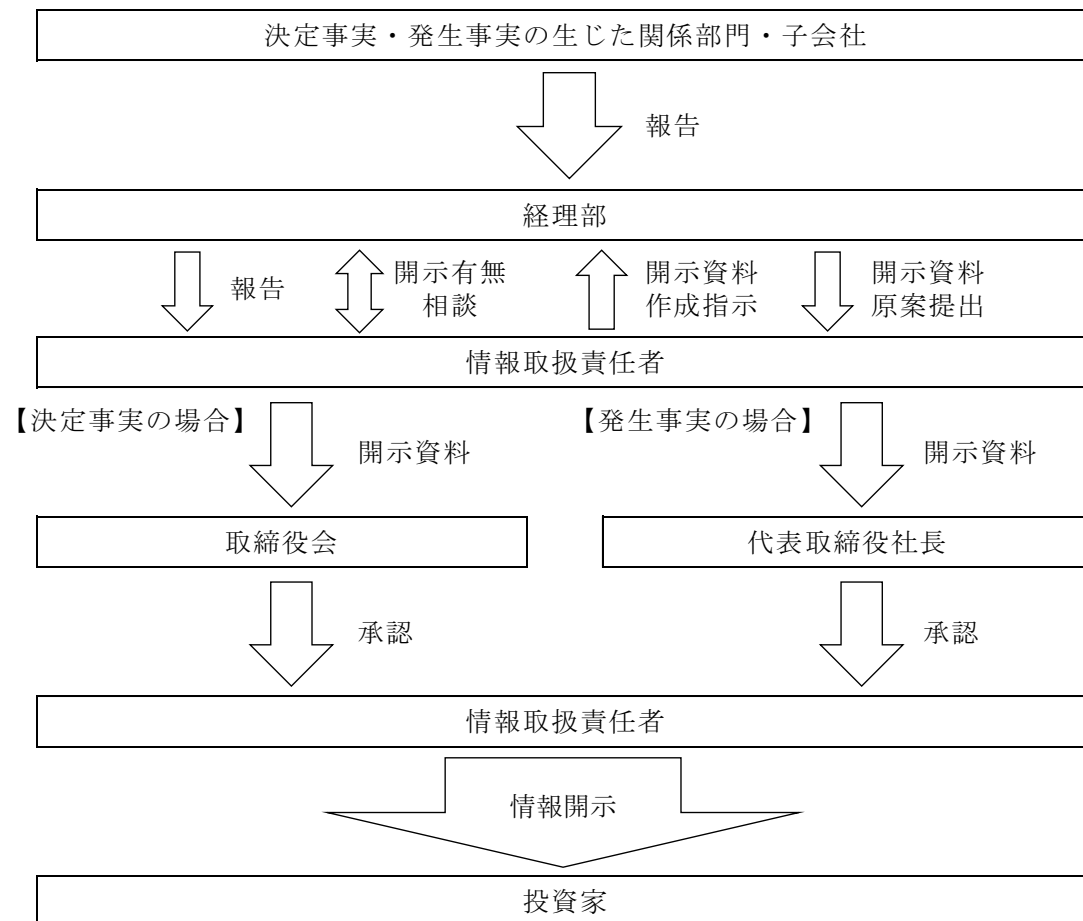
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

< 決定事実・発生事実に関する情報 >



<決算に関する情報>

